

公 示 日：2025 年 7 月 16 日（水）

調達管理番号：25a00370

国 名：アラブ・エジプト共和国

担 当 部 署：中東・欧州部中東第一課

調 達 件 名：エジプト国大エジプト博物館庁支援プロジェクト（第一館長補
／チーフアドバイザー業務）【有償技術支援】

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務：大エジプト博物館第一館長補／チーフアドバイザー
- （２） 格 付：2 号
- （３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （１） 全体期間：2025 年 9 月上旬から 2028 年 4 月下旬
- （２） 業務人月 14.53
- （３） 業務日数：
 - ・ 第 1 次 準備業務 15 日、現地業務 10 日、整理業務 18 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 4 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 5 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 6 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 7 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 8 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 9 次 準備業務 5 日、現地業務 28 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 10 次 準備業務 5 日、現地業務 10 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 11 次 整理業務 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 15%を限度とする。
- 2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 15%を限度とする。
- 3) 第 3 回（契約締結後 25 ヶ月以降）：契約金額の 10%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025 年度（2026 年 2 月頃）
- 2) 2026 年度（2027 年 2 月頃）
- 3) 2027 年度（2028 年 2 月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1 部
- (2) 見積書提出部数：1 部
- (3) 提出期限：2025 年 7 月 30 日（水）（12 時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 8 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	博物館および文化施設等の立上げ及び運営支援に係る各種業務
対象国及び類似地域	中東・北アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:技術協力プロジェクト「大エジプト博物館庁支 援プロジェクト」(GEMA-CD)に従事する法人及び個人(補強所属元企業含む)は、本業務への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国(以下、「エジプト」という。)において観光セクターは、経済波及効果・雇用創出効果が大きく、当国の四大外貨獲得源の一つであり、経常収支の黒字化を目指す上での重要産業として位置付けられている。中でも、歴史的文化遺産の有効活用は、当国政府において最も重要な観光セクターの課題の一つであり、当国で最も重要な歴史的文化遺産を保存・展示しているカイロ博物館(1902年に開館)は、開館から100年以上が経過し、建物・設備の老朽化が目立っている上に、展示のためのスペースや技術、人材が不足し、近代的な博物館としての機能は低い水準に留まっている。かかる問題の解決のために、その収蔵品の価値に見合った、保存修復・展示・研究・教育を行える機能を備えた新しい博物館の整備が急務であったことから、エジプト政府より日本政府に対して大エジプト博物館(Grand Egyptian Museum。以下、「GEM」という。)の建設に対する円借款供与の要請がなされた。これに対し、日本政府は2006年及び2016年の2度に亘りGEM建設のための円借款を供与した。2025年6月現在、ツタンカーメン王関連遺物の展示室の整備を残し建設完了しており、2024年10月16日にはメインギャラリーの一般客への公開が試験的に開始された。現在、2025年中の全面的公式開館がエジプト政府によって予定されている。

GEMを運営する主体(GEM Authority、以下、「GEMA」という。)は、独立した行政機関として議会で承認され、独自にGEMの運営を担うこととなる。さらにGEMは世界的に有数の規模を備えた博物館となること、運営はGEMAのみで行うのではなく民間企業(LEGACY社)へ一部委託するPPP形式で実施することになっているが、同国においてかかる形態での博物館経営は初である。またGEMに関

する事業が日本・エジプトの外交関係において極めて大きな象徴的意義を有すること等の観点から、2019 年 6 月、エジプト政府から日本政府に対し、同博物館の運営等を支援するための日本人専門家を派遣して欲しいとの要請がなされ、2019 年 12 月～2024 年 11 月まで日本人専門家（第一館長補）を派遣すると共に、運営・展示準備を支援する技術協力プロジェクトを通じて協力を行ってきた。さらに現在の GEM 及び GEMA の状況を鑑みて、同国から改めて GEMA の運営能力強化のための技術支援要請を受けたことを踏まえ、技術プロジェクト『大エジプト博物館庁支援プロジェクト』（以下、「GEMA-CD」という。）を 2025 年 5 月に開始（3 年間の予定）し、業務実施契約のコンサルタントによる専門家チーム（以下、「GEMA-CD 専門家チーム」という。）が現地業務を実施中である。その一環として、博物館の安定的かつ自律的な運営を目指し、GEMA のトップである GEM 館長へのアドバイザー業務等を行う専門家を第一館長補として派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、GEMA および GEM 館長をカウンターパート（以下「C/P」）、GEM 職員を主要な関係者とし、第一館長補として我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、館長に対してアドバイザー業務を提供する。また、GEMA-CD は第一館長補と上記 GEMA-CD 専門家チームが連携しプロジェクト目標を達成するハイブリッド案件であることから、2025 年 5 月に先行して開始した GEMA-CD のチーフアドバイザーとして、プロジェクト目標達成の為、遠隔での業務実施期間も含めて GEMA-CD 専門家チームを統括し円滑な遂行をリードする。さらに、2025 年秋以降に GEM で実施予定の GEM の学術部門を対象とする JICA の技術協力プロジェクト（仮称：大エジプト博物館保存修復・科学研究国際拠点化プロジェクト）とも最新状況を把握するために密なコミュニケーションをとり、連携を図る。

【期待される成果】

1. GEM が国際的に認知され、GEM の価値が高まる。
2. GEM 館長への支援を通じ、GEM の効果的かつ持続的な運営に向けた基盤が強化される。
3. GEM における日本のビジビリティが確保される。

（参考）【GEMA-CD プロジェクト目標】

GEMA の博物館運営管理能力が強化される。

なお、本業務は複数回に分けた現地業務・準備／整理業務の実施を想定しており、次の通り各フェーズに分けて業務を実施する。現地業務報告書は各現地業務完了時に作成する。

(1) 第一フェーズ (2. 業務予定期間の (3) 業務日数の「第1次」)

① 準備業務 (2025 年 9 月上旬～2025 年 11 月上旬)

- (ア) JICA 中東・欧州部、社会基盤部 (GEM 関連プロジェクトの主管部署)、エジプト事務所及び GEMA-CD 専門家チームと相談の上、現地における活動内容を整理する。そのうえでワークプラン (和・英) を作成し、JICA による確認を経て C/P に提出する。
- (イ) C/P に対して、オンラインで博物館運営体制、運営計画 (KPI の設定含む) の策定に係る助言・提言を行う。
- (ウ) GEMA-CD 専門家チームの活動計画、ワークプランに対して、博物館運営における知見を基にした助言・提案を行う。

② 現地業務 (2025 年 11 月上旬～2025 年 11 月下旬)

- (ア) 現地業務開始時に、JICA エジプト事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- (イ) C/P と運営委託会社の間で締結される運営契約の内容を精査し、博物館運営における知見に基づく助言・提案を行う。
- (ウ) GEMA-CD 専門家チームとプロジェクト進捗を共有し、今後の連携について確認する。
- (エ) GEM のエジプト国内外の博物館・研究機関、企業、コミュニティとの連携強化を支援する (国際博物館会議 (International Council of Museums; ICOM) 総会等への参加を含む)。
- (オ) 第二フェーズのワークプラン (和・英文) を作成し、JICA による確認を経て提出する。

③ 整理業務 (2025 年 12 月上旬～2026 年 3 月上旬)

- (ア) 第1次現地業務結果報告書 (和・英文) を「4. 報告書等 (3)」のとおりに提出する。

(2) 第二フェーズ (2. 業務予定期間の (3) 業務日数の「第2次～第10次」)

(2026 年 3 月中旬～2028 年 3 月下旬)

① 準備業務

- (ア)C/P に対して、オンラインで博物館運営体制、運営計画の策定に係る助言・提言を行う。
- (イ)GEM の運営計画、戦略、企画等について必要に応じて見直しを行い、GEMA-CD 専門家チームと連携し C/P による改定を支援する。
- (ウ)GEMA-CD 専門家チームが実施する C/P 向け本邦研修の実施を必要に応じ支援する。

② 現地業務

- (ア)C/P による博物館運営体制、運営計画、戦略、企画等の策定を支援する。
- (イ)公益性を保った博物館運営における運営委託会社の管理・モニタリング及びその手法の確立を支援する。
- (ウ)博物館に於ける広報企画促進（日本のビジビリティ向上を含む）及び渉外活動を支援する。（セミナー、イベント等の実施）
- (エ)国内外の博物館・研究機関、企業、コミュニティとの連携強化を支援する。
- (オ)収益源の多様化について国内外の類似施設での好例を参考にし、博物館運営経験に基づき助言・提案する。
- (カ)博物館運営の基盤となる GEM の学術部門を支援する「大エジプト博物館保存修復・科学研究国際拠点化プロジェクト」（仮称・2025 年秋以降開始予定）と連携し、GEM の持続可能な運営の実現の為、GEM 館長への助言・提言を行う。
- (キ)GEMA-CD 専門家チームとプロジェクト進捗を共有し、今後の連携について確認するとともに、必要に応じて博物館運営経験に基づく助言・提案を行う。
- (ク)各現地業務の終了時に、現地業務結果報告書（英文）を作成し C/P に報告するとともに、提出する。
- (ケ)JICA エジプト事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

③ 整理業務

- (ア)現地業務期間に助言・提案を行った博物館運営に係る運営計画、戦略、

企画等の進捗及び実施をモニタリングし、必要に応じた支援を実施する。

(イ)現地業務結果報告書（和・英文）を「4. 報告書等（3）」のとおり提出する。

(ウ)GEMA-CD 専門家チームが実施する C/P 向け本邦研修の実施を必要に応じ支援する。

(3) 第三フェーズ（2. 業務予定期間の（3）業務日数の「第11次」）

(ア)整理業務（2028年4月上旬～2028年4月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 中東・欧州部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・英文3部（JICA 中東・欧州部、JICA エジプト事務所、C/P 機関へ各1部）
- ・和文1部（JICA 中東・欧州部）

(2) 業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を和文で作成し、JICA 中東・欧州部及びエジプト事務所に提出する。なお、C/P と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 現地業務結果報告書

各部分払いのため、次の期日までに提出する。

- ・第1回現地業務結果報告書：2026年1月30日（金）
- ・第2回現地業務結果報告書（第2次～第5次現地業務分を取りまとめたもの）：2027年1月29日（金）

- ・第3回現地業務結果報告書（第6次～第8次現地業務分を取りまとめたもの）：2028年1月31日（月）

提出部数は以下のとおり。

- ・和文2部（JICA 中東・欧州部、JICA エジプト事務所へ各1部）

（4） 専門家業務完了報告書（和文3部）

2028年4月28日(金)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 中東・欧州部及び JICA エジプト事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（2） 臨時会計役の委嘱

円滑な業務実施の為、JICA エジプト事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する場合があります。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・セミナー等実施関連費等

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費

を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、イスラム教の断食月には C/P 機関を含むエジプト政府公官庁職員の多く時間短縮勤務となること、またその他のイスラム教の大型休暇等を踏まえて提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に関連するものとして、本専門家以外に GEMA-CD プロジェクトに係る業務実施契約のコンサルタントによる専門家チーム（GEMA-CD 専門家チーム、担当分野：博物館運営、ビジターエクスペリエンス、博物館教育等）が派遣されています。本業務の受注者は第一館長補として GEM 館長が必要とする博物館運営に係るアドバイザー業務を提供すると共に、GEMA-CD プロジェクトのチーフアドバイザーとして、PPP 形式で運営される博物館の収益性と文化教育施設としての役割のバランスを取ることが求められています。そのため、受注者は博物館を含む文化施設の運営に関する知識を活かして業務を行うことが期待されています。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA が日程調整及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：GEM 敷地内における執務スペース提供（GEMA-CD 専門家チームと共同の可能性有。）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 中東・欧州部中東第一課からデータを配

付しますので、7rtm1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・大エジプト博物館マネジメント支援 専門家業務完了報告書
- ・GEMA-CD 案件概要表

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタ

ントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

- ⑦ 業務の遂行にあたり、博物館を含む文化施設での運営経験を有することが求められます。また途上国、特に中東や北アフリカにおける業務経験を有することが望ましいです。

以上